

染毛剤製造販売承認基準の一部改正 新旧対照表

改正案	現行
<p>染毛剤製造販売承認基準</p> <p>1. 基準の適用範囲</p> <p>染毛、脱染及び脱色に関する効能、効果をうたう頭髪用の外用剤（手足のむだ毛の脱色及び頭髪を単に物理的に染色するもの（化粧品）は除く。以下「染毛剤」という。）は、その成分の如何にかかわらずこの基準が適用されること。</p> <p>2. 基準</p> <p>染毛剤の基準は、次のとおりとする。</p> <p>なお、染毛剤であって、この基準に適合しないものにあつては、有効性、安全性及び配合理由等についての資料を求め、それに基づき審査する。</p> <p>(1) 有効成分の種類</p> <p>使用できる有効成分の種類は、別表2及び別表2-2に掲げるものとし、その使用区分は別表1のとおりとする。</p> <p>ア 酸化染毛剤</p> <p>(ア) 3剤型の場合</p> <p>第一剤：別表2のI欄Cに掲げる有効成分を含まない場合は、I欄Aに掲げる有効成分を1種類以上配合し、必要に応じて別表2のI欄Bに掲げる有効成分を配合することができる。別表2のI欄Cに掲げる有効成分を含む場合は、別表2-2のI欄Aから同欄Nまでに掲げる有効成分の組合せのいずれかによって有効成分を配合し、別表2-2のII欄に</p>	<p>染毛剤製造販売承認基準</p> <p>1. 基準の適用範囲</p> <p>染毛、脱染及び脱色に関する効能、効果をうたう頭髪用の外用剤（手足のむだ毛の脱色及び頭髪を単に物理的に染色するもの（化粧品）は除く。以下「染毛剤」という。）は、その成分の如何にかかわらずこの基準が適用されること。</p> <p>2. 基準</p> <p>染毛剤の基準は、次のとおりとする。</p> <p>なお、染毛剤であって、この基準に適合しないものにあつては、有効性、安全性及び配合理由等についての資料を求め、それに基づき審査する。</p> <p>(1) 有効成分の種類</p> <p>使用できる有効成分の種類は、別表2及び別表2-2に掲げるものとし、その使用区分は別表1のとおりとする。</p> <p>ア 酸化染毛剤</p> <p>(ア) 3剤型の場合</p> <p>第一剤：別表2のI欄Cに掲げる有効成分を含まない場合は、I欄Aに掲げる有効成分を1種類以上配合し、必要に応じて別表2のI欄Bに掲げる有効成分を配合することができる。別表2のI欄Cに掲げる有効成分を含む場合は、別表2-2のI欄Aから同欄Nまでに掲げる有効成分の組合せのいずれかによって有効成分を配合し、別表2-2のII欄に</p>

改正案	現行
<p>掲げる有効成分を1種類以上配合する。</p> <p>第二剤：別表2のⅡ欄に掲げる有効成分を1種類以上配合する。</p> <p>第三剤：別表2のⅣ欄に掲げる有効成分を配合することができる。</p> <p>(イ) 2剤型の場合</p> <p>第一剤：別表2のⅠ欄Cに掲げる有効成分を含まない場合は、Ⅰ欄Aに掲げる有効成分を1種類以上配合し、必要に応じて別表2のⅠ欄B又はⅣ欄に掲げる有効成分を配合することができる。別表2のⅠ欄Cに掲げる有効成分を含む場合は、別表2-2のⅠ欄Aから同欄Nまでに掲げる有効成分の組合せのいずれかによって有効成分を配合し、別表2-2のⅡ欄に掲げる有効成分を1種類以上配合し、<u>必要に応じて別表2のⅣ欄に掲げる有効成分を配合することができる。</u></p> <p>第二剤：別表2のⅡ欄に掲げる有効成分を1種類以上配合する。</p> <p>ただし、酸化染毛剤一品目申請であって別表2のⅡ欄に掲げる有効成分を第一剤に配合した場合は、同欄に掲げる有効成分を第二剤に配合しない。</p> <p>(ウ) 1剤型の場合</p> <p>別表2のⅠ欄Aに掲げる有効成分を1種類以上配合し、必要に応じて同表Ⅰ欄B、Ⅱ欄又はⅣ欄に掲げる有効成分を配合することができる。</p> <p>イ 非酸化染毛剤</p> <p>(ア) 2剤型の場合</p> <p>第一剤：別表2のⅢ欄、Ⅴ欄B又はⅤ欄Cに掲げる有効成分を必要に応じて配合する。</p>	<p>掲げる有効成分を1種類以上配合する。</p> <p>第二剤：別表2のⅡ欄に掲げる有効成分を1種類以上配合する。</p> <p>第三剤：別表2のⅣ欄に掲げる有効成分を配合することができる。</p> <p>(イ) 2剤型の場合</p> <p>第一剤：別表2のⅠ欄Cに掲げる有効成分を含まない場合は、Ⅰ欄Aに掲げる有効成分を1種類以上配合し、必要に応じて別表2のⅠ欄B又はⅣ欄に掲げる有効成分を配合することができる。別表2のⅠ欄Cに掲げる有効成分を含む場合は、別表2-2のⅠ欄Aから同欄Nまでに掲げる有効成分の組合せのいずれかによって有効成分を配合し、別表2-2のⅡ欄に掲げる有効成分を1種類以上配合する。</p> <p>第二剤：別表2のⅡ欄に掲げる有効成分を1種類以上配合する。</p> <p>ただし、酸化染毛剤一品目申請であって別表2のⅡ欄に掲げる有効成分を第一剤に配合した場合は、同欄に掲げる有効成分を第二剤に配合しない。</p> <p>(ウ) 1剤型の場合</p> <p>別表2のⅠ欄Aに掲げる有効成分を1種類以上配合し、必要に応じて同表Ⅰ欄B、Ⅱ欄又はⅣ欄に掲げる有効成分を配合することができる。</p> <p>イ 非酸化染毛剤</p> <p>(ア) 2剤型の場合</p> <p>第一剤：別表2のⅢ欄、Ⅴ欄B又はⅤ欄Cに掲げる有効成分を必要に応じて配合する。</p>

改正案	現行
<p>第二剤：別表2のV欄Aに掲げる有効成分を1種類以上配合し、必要に応じて別表2のV欄Bに掲げる有効成分を配合することができる。</p> <p>ただし、別表2のV欄Bに掲げる有効成分を第一剤又は第二剤のどちらか一方のみに1種類以上配合する。</p> <p>(イ) 1剤型の場合</p> <p>別表2のV欄A及び同欄Bに掲げる有効成分をそれぞれ1種類以上配合し、必要に応じて別表2のV欄Cに掲げる有効成分を配合することができる。</p> <p>ウ 脱色剤・脱染剤</p> <p>(ア) 3剤型の場合</p> <p>第一剤：別表2のⅢ欄に掲げる有効成分を1種類以上配合する。  第二剤：別表2のⅡ欄に掲げる有効成分を1種類以上配合する。  第三剤：別表2のⅣ欄に掲げる有効成分を1種類以上配合する。</p> <p>(イ) 2剤型の場合</p> <p>第一剤：別表2のⅡ欄、Ⅲ欄又はⅣ欄のいずれかに掲げる有効成分を1種類以上配合し、必要に応じて同表Ⅲ欄又はⅣ欄に掲げる有効成分を配合することができる。ただし、一品目申請の場合、別表2のⅡ欄に掲げる有効成分は配合しない。</p> <p>第二剤：別表2のⅡ欄に掲げる有効成分を1種類以上配合し、必要に応じて同表Ⅳ欄に掲げる有効成分を配合することができる。</p> <p>(ウ) 1剤型の場合</p> <p>別表2のⅡ欄に掲げる有効成分を1種類以上配合し、必要に応じて別表2のⅢ欄又はⅣ欄に掲げる有効成分を配合することができる。</p>	<p>第二剤：別表2のV欄Aに掲げる有効成分を1種類以上配合し、必要に応じて別表2のV欄Bに掲げる有効成分を配合することができる。</p> <p>ただし、別表2のV欄Bに掲げる有効成分を第一剤又は第二剤のどちらか一方のみに1種類以上配合する。</p> <p>(イ) 1剤型の場合</p> <p>別表2のV欄A及び同欄Bに掲げる有効成分をそれぞれ1種類以上配合し、必要に応じて別表2のV欄Cに掲げる有効成分を配合することができる。</p> <p>ウ 脱色剤・脱染剤</p> <p>(ア) 3剤型の場合</p> <p>第一剤：別表2のⅢ欄に掲げる有効成分を1種類以上配合する。  第二剤：別表2のⅡ欄に掲げる有効成分を1種類以上配合する。  第三剤：別表2のⅣ欄に掲げる有効成分を1種類以上配合する。</p> <p>(イ) 2剤型の場合</p> <p>第一剤：別表2のⅡ欄、Ⅲ欄又はⅣ欄のいずれかに掲げる有効成分を1種類以上配合し、必要に応じて同表Ⅲ欄又はⅣ欄に掲げる有効成分を配合することができる。ただし、一品目申請の場合、別表2のⅡ欄に掲げる有効成分は配合しない。</p> <p>第二剤：別表2のⅡ欄に掲げる有効成分を1種類以上配合し、必要に応じて同表Ⅳ欄に掲げる有効成分を配合することができる。</p> <p>(ウ) 1剤型の場合</p> <p>別表2のⅡ欄に掲げる有効成分を1種類以上配合し、必要に応じて別表2のⅢ欄又はⅣ欄に掲げる有効成分を配合することができる。</p>

改正案	現行
<p>エ 酸化染毛剤及び脱色剤・脱染剤の酸化剤 別表 2 の II 欄に掲げる有効成分を 1 種類以上配合する。</p> <p>オ 酸化染毛剤及び脱色剤・脱染剤の酸化助剤 別表 2 の IV 欄に掲げる有効成分を 1 種類以上配合する。</p> <p>(2) 有効成分の分量</p> <p>ア 別表 2 及び別表 2-2 に掲げる有効成分のうち、同表で使用時濃度上限が定められているものについては、最大配合量が使用時濃度に換算して同表に掲げる使用時濃度上限値を超えてはならない。</p> <p>イ 別表 2 の I 欄 A 又は I 欄 C に掲げる有効成分を 2 種類以上配合する場合は、当該成分ごとの使用時濃度 (%) の合計値が 5.0% を越えてはならない。</p> <p>ウ 別表 2 の II 欄に掲げる有効成分のうち過酸化水素水は、過酸化水素として製品中濃度が 6.0% を超えてはならない。</p> <p>(3) 有効成分の規格 有効成分の規格は、別表 2 及び別表 2-2 に掲げるとおりとする。</p> <p>(4) 添加剤の種類、規格及び分量 添加剤の種類、規格及び分量は、別途厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長が定めるものとする。</p> <p>(5) 別表 2 及び別表 2-2 に示された各々の成分規格については、当該成分の成分規格の冒頭の記号が「Q」の成分は医薬部外品原料規格、「P」の成分は日本薬局方、「F」の成分は食品添加物公定書、「J」の成分は日本産業規格に記載される規格に適合すること。</p> <p>(6) 剤形 剤形は粉末状、打型状、エアゾール、液状又はクリーム状等とし、医</p>	<p>エ 酸化染毛剤・脱色剤・脱染剤の酸化剤 別表 2 の II 欄に掲げる有効成分を 1 種類以上配合し、必要に応じて同表 IV 欄に掲げる有効成分を配合することができる。</p> <p>オ 酸化染毛剤・脱色剤・脱染剤の酸化助剤 別表 2 の IV 欄に掲げる有効成分を 1 種類以上配合する。</p> <p>(2) 有効成分の分量</p> <p>ア 別表 2 及び別表 2-2 に掲げる有効成分のうち、同表で使用時濃度上限が定められているものについては、最大配合量が使用時濃度に換算して同表に掲げる使用時濃度上限値を超えてはならない。</p> <p>イ 別表 2 の I 欄 A 又は I 欄 C に掲げる有効成分を 2 種類以上配合する場合は、当該成分ごとの使用時濃度 (%) の合計値が 5.0% を越えてはならない。</p> <p>ウ 別表 2 の II 欄に掲げる有効成分のうち過酸化水素水は、過酸化水素として製品中濃度が 6.0% を超えてはならない。</p> <p>(3) 有効成分の規格 有効成分の規格は、別表 2 及び別表 2-2 に掲げるとおりとする。</p> <p>(4) 添加剤の種類、規格及び分量 添加剤の種類、規格及び分量は、別途厚生労働省医薬食品局審査管理課長が定めるものとする。</p> <p>(5) 別表 2 及び別表 2-2 に示された各々の成分規格については、当該成分の成分規格の冒頭の記号が「Q」の成分は医薬部外品原料規格、「P」の成分は日本薬局方、「F」の成分は食品添加物公定書、「J」の成分は日本工業規格に記載される規格に適合すること。</p> <p>(6) 剤形 剤形は粉末状、打型状、エアゾール、液状又はクリーム状等とし、医</p>

改正案	現行
<p>薬品と誤認されない剤形であること。</p> <p>(7) 用法及び用量 誤用される余地のないよう明確な表現で、具体的に記載すること。</p> <p>(8) 効能又は効果 染毛、脱色又は脱染のうち、目的に応じて設定すること。</p>	<p>薬品と誤認されない剤形であること。</p> <p>(7) 用法及び用量 誤用される余地のないよう明確な表現で、具体的に記載すること。</p> <p>(8) 効能又は効果 染毛、脱色又は脱染のうち、目的に応じて設定すること。</p>

改正案

現行

〔別表1〕

有効成分区分表

○：かならず配合される有効成分  
 (○)：配合されることがある有効成分

効能・効果	申請方式	剤型	別表2						別表2-2						
			I欄			II欄	III欄	IV欄	V欄			I欄	II欄		
			A	B	C				A	B	C			A~N	
染毛	一品目申請	3剤型	第一剤(その1)	○	(○)										
			第一剤(その2)			○						○(一種のみ)	○		
			第二剤				○								
		第三剤注1						(○)							
		2剤型	第一剤(その1)	○	(○)		(○)注2		(○)						
			第一剤(その2)			○			(○)			○(一種のみ)	○		
	第二剤					○									
	1剤型		○	(○)		(○)		(○)							
	分離申請	3剤型	第一剤(その1)	○	(○)										
			第一剤(その2)			○						○(一種のみ)	○		
		2剤型	第一剤(その1)	○	(○)				(○)						
			第一剤(その2)			○			(○)			○(一種のみ)	○		
2剤型		第一剤					(○)			(○)					
		第二剤						○	○						
1剤型							○	○	(○)						
非酸化染毛	一品目申請	2剤型	第一剤				(○)				(○)				
			第二剤						○	○					
		1剤型							○	○	(○)				
脱色・脱染	一品目申請	3剤型	第一剤				○								
			第二剤				○								
			第三剤					○							

〔別表1〕

有効成分区分表

○：かならず配合される有効成分  
 (○)：配合されることがある有効成分

効能・効果	申請方式	剤型	別表2						別表2-2					
			I欄			II欄	III欄	IV欄	V欄			I欄	II欄	
			A	B	C				A	B	C			A~N
染毛	一品目申請	3剤型	第一剤(その1)	○	(○)									
			第一剤(その2)			○						○(一種のみ)	○	
			第二剤				○							
		第三剤注1						(○)						
		2剤型	第一剤(その1)	○	(○)		(○)注2		(○)					
			第一剤(その2)			○			(○)			○(一種のみ)	○	
	第二剤					○								
	1剤型		○	(○)		(○)		(○)						
	分離申請	3剤型	第一剤(その1)	○	(○)									
			第一剤(その2)			○						○(一種のみ)	○	
		2剤型	第一剤(その1)	○	(○)				(○)					
			第一剤(その2)			○			(○)			○(一種のみ)	○	
2剤型		第一剤					(○)			(○)				
		第二剤						○	○					
1剤型							○	○	(○)					
非酸化染毛	一品目申請	2剤型	第一剤				(○)				(○)			
			第二剤						○	○				
		1剤型							○	○	(○)			
脱色・脱染	一品目申請	3剤型	第一剤				○							
			第二剤				○							
			第三剤					○						

改正案										現行										
分離申請	2剤型 (その1)	第一剤					○	(○)			2剤型 (その1)	第一剤					○	(○)		
		第二剤					○		(○)				第二剤					○		(○)
	2剤型 (その2)	第一剤						○			2剤型 (その2)	第一剤						○		
		第二剤					○					第二剤					○			
	1剤型						○	(○)	(○)		1剤型						○	(○)	(○)	
	3剤型 (その1)	第一剤						○			3剤型 (その1)	第一剤						○		
		第一剤						○	(○)			第一剤						○	(○)	
		第一剤					○	(○)				第一剤					○	(○)		
		第一剤							○			第一剤						○		
	酸化染毛剤及び脱色剤・脱染剤の酸化剤		分離申請					○			酸化染毛剤・脱色剤・脱染剤の酸化剤						○		(○)	
酸化染毛剤及び脱色剤・脱染剤の酸化助剤									○		酸化染毛剤・脱色剤・脱染剤の酸化助剤						○			

注：一品目申請の場合は、次の剤型も認められる。

- 1) 3剤型酸化染毛剤であって、第三剤が糊剤等からなり、有効成分を含まないもの。
- 2) 2剤型酸化染毛剤であって、Ⅱ欄の有効成分を第一剤に配合し、第二剤が希釈剤等からなり、有効成分を含まないもの。

〔別表2〕

染毛剤有効成分

区分	成分規格	成分名	使用時濃度上限(%)
I A	Q	<u>5-アミノオルトクレゾール</u>	1.0
	Q	<u>2-アミノ-4-ニトロフェノール</u>	2.5
	Q	<u>2-アミノ-5-ニトロフェノール</u>	1.5
	Q	<u>1-アミノ-4-メチルアミノアントラキノン</u>	0.5
	Q	<u>3, 3'-イミノジフェノール</u>	1.5
	Q	<u>塩酸2, 4-ジアミノフェノキシエタノール</u>	0.5
	Q	<u>塩酸2, 4-ジアミノフェノール</u>	0.5
	Q	<u>塩酸トルエン-2, 5-ジアミン</u>	4.5

注：一品目申請の場合は、次の剤型も認められる。

- 1) 3剤型酸化染毛剤であって、第三剤が糊剤等からなり、有効成分を含まないもの。
- 2) 2剤型酸化染毛剤であって、Ⅱ欄の有効成分を第一剤に配合し、第二剤が希釈剤等からなり、有効成分を含まないもの。

〔別表2〕

染毛剤有効成分

区分	成分規格	成分名	使用時濃度上限(%)
I A	Q	<u>5-アミノオルトクレゾール</u>	1.0
	Q	<u>2-アミノ-4-ニトロフェノール</u>	2.5
	Q	<u>2-アミノ-5-ニトロフェノール</u>	1.5
	Q	<u>1-アミノ-4-メチルアミノアントラキノン</u>	0.5
	Q	<u>3, 3'-イミノジフェノール</u>	1.5
	Q	<u>塩酸2, 4-ジアミノフェノキシエタノール</u>	0.5
	Q	<u>塩酸2, 4-ジアミノフェノール</u>	0.5
	Q	<u>塩酸トルエン-2, 5-ジアミン</u>	4.5

改正案			現行		
Q	塩酸ニトロパラフェニレンジアミン	2.0	Q	塩酸ニトロパラフェニレンジアミン	2.0
Q	塩酸パラフェニレンジアミン	4.5	Q	塩酸パラフェニレンジアミン	4.5
Q	<u>塩酸N-フェニルパラフェニレンジアミン</u>	0.5	Q	<u>塩酸N-フェニルパラフェニレンジアミン</u>	0.5
Q	塩酸メタフェニレンジアミン	0.5	Q	塩酸メタフェニレンジアミン	0.5
Q	オルトアミノフェノール	3.0	Q	オルトアミノフェノール	3.0
Q	<u>酢酸N-フェニルパラフェニレンジアミン</u>	4.5	Q	<u>酢酸N-フェニルパラフェニレンジアミン</u>	4.5
Q	<u>1,4-ジアミノアントラキノン</u>	0.5	Q	<u>1,4-ジアミノアントラキノン</u>	0.5
Q	<u>2,6-ジアミノピリジン</u>	1.0	Q	<u>2,6-ジアミノピリジン</u>	1.0
Q	<u>1,5-ジヒドロキシナフタレン</u>	0.5	Q	<u>1,5-ジヒドロキシナフタレン</u>	0.5
Q	<u>トルエン-2,5-ジアミン</u>	2.5	Q	<u>トルエン-2,5-ジアミン</u>	2.5
Q	<u>トルエン-3,4-ジアミン</u>	0.5	Q	<u>トルエン-3,4-ジアミン</u>	0.5
Q	ニトロパラフェニレンジアミン	3.0	Q	ニトロパラフェニレンジアミン	3.0
Q	パラアミノフェノール	3.0	Q	パラアミノフェノール	3.0
Q	パラニトロオルトフェニレンジアミン	1.5	Q	パラニトロオルトフェニレンジアミン	1.5
Q	パラフェニレンジアミン	3.0	Q	パラフェニレンジアミン	3.0
Q	パラメチルアミノフェノール	1.0	Q	パラメチルアミノフェノール	1.0
Q	ピクラミン酸	3.0	Q	ピクラミン酸	3.0
Q	ピクラミン酸ナトリウム	1.0	Q	ピクラミン酸ナトリウム	1.0
Q	<u>N,N'-ビス(4-アミノフェニル)-2,5-ジアミノ-1,4-キノンジイミン</u>	1.5	Q	<u>N,N'-ビス(4-アミノフェニル)-2,5-ジアミノ-1,4-キノンジイミン</u>	1.5
Q	<u>5-(2-ヒドロキシエチルアミノ)-2-メチルフェノール</u>	0.5	Q	<u>5-(2-ヒドロキシエチルアミノ)-2-メチルフェノール</u>	0.5
Q	<u>N-フェニルパラフェニレンジアミン</u>	2.0	Q	<u>N-フェニルパラフェニレンジアミン</u>	2.0
Q	メタアミノフェノール	2.0	Q	メタアミノフェノール	2.0
Q	メタフェニレンジアミン	1.0	Q	メタフェニレンジアミン	1.0
Q	<u>硫酸5-アミノオルトクレゾール</u>	4.5	Q	<u>硫酸5-アミノオルトクレゾール</u>	4.5
Q	<u>硫酸2-アミノ-5-ニトロフェノール</u>	1.5	Q	<u>硫酸2-アミノ-5-ニトロフェノール</u>	1.5
Q	硫酸オルトアミノフェノール	3.0	Q	硫酸オルトアミノフェノール	3.0
Q	硫酸オルトクロルパラフェニレンジアミン	1.5	Q	硫酸オルトクロルパラフェニレンジアミン	1.5
Q	<u>硫酸4,4'-ジアミノジフェニルアミン</u>	1.0	Q	<u>硫酸4,4'-ジアミノジフェニルアミン</u>	1.0
Q	<u>硫酸2,4-ジアミノフェノール</u>	1.0	Q	<u>硫酸2,4-ジアミノフェノール</u>	1.0
Q	<u>硫酸トルエン-2,5-ジアミン</u>	4.5	Q	<u>硫酸トルエン-2,5-ジアミン</u>	4.5

改正案				現行			
	Q	硫酸ニトロパラフェニレンジアミン	3. 5	Q	硫酸ニトロパラフェニレンジアミン	3. 5	
		硫酸パラアミノフェノール	4. 0		硫酸パラアミノフェノール	4. 0	
		硫酸パラニトロオルトフェニレンジアミン	2. 0		硫酸パラニトロオルトフェニレンジアミン	2. 0	
		硫酸パラニトロメタフェニレンジアミン	3. 0		硫酸パラニトロメタフェニレンジアミン	3. 0	
		硫酸パラフェニレンジアミン	4. 5		硫酸パラフェニレンジアミン	4. 5	
		硫酸パラメチルアミノフェノール	3. 0		硫酸パラメチルアミノフェノール	3. 0	
		硫酸メタアミノフェノール	2. 0		硫酸メタアミノフェノール	2. 0	
		硫酸メタフェニレンジアミン	3. 0		硫酸メタフェニレンジアミン	3. 0	
	B	Q	カテコール	1. 5	Q	カテコール	1. 5
		Q	ジフェニルアミン		Q	ジフェニルアミン	
Q		<u>α-ナフトール</u>	Q		<u>α-ナフトール</u>		
Q		ヒドロキノン	Q		ヒドロキノン		
Q		ピロガロール	Q		ピロガロール		
Q		フロログルシン	Q		フロログルシン		
Q		没食子酸	Q		没食子酸		
Q	レゾルシン	Q	レゾルシン				
C	Q	<u>硫酸 2, 2' - [(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	別表 2 - 2 参照	C	Q	<u>硫酸 2, 2' - [(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	別表 2 - 2 参照
II	Q	過酸化水素水		Q	過酸化水素水		
	F, J	過酸化水素		F, J	過酸化水素		
	Q	過炭酸ナトリウム		Q	過炭酸ナトリウム		
	Q	過ホウ酸ナトリウム		Q	過ホウ酸ナトリウム		
	Q	過ホウ酸ナトリウム (1水和物)		Q	過ホウ酸ナトリウム (1水和物)		
Q	臭素酸ナトリウム	Q	臭素酸ナトリウム				
III	Q	強アンモニア水		Q	強アンモニア水		
	P, J	アンモニア水		P, J	アンモニア水		
	Q, F, J	炭酸アンモニウム		Q, F, J	炭酸アンモニウム		
	F	炭酸水素アンモニウム		F	炭酸水素アンモニウム		
	Q	炭酸ナトリウム		Q	炭酸ナトリウム		
	Q	モノエタノールアミン		Q	モノエタノールアミン		
	J	2-アミノエタノール		J	2-アミノエタノール		
F, J	硫酸アンモニウム	F, J	硫酸アンモニウム				

改正案				現行					
IV		F J Q J Q	過硫酸アンモニウム ペルオキシ二硫酸アンモニウム 過硫酸カリウム ペルオキシ二硫酸カリウム 過硫酸ナトリウム		IV		F J Q J Q	過硫酸アンモニウム ペルオキシ二硫酸アンモニウム 過硫酸カリウム ペルオキシ二硫酸カリウム 過硫酸ナトリウム	
	V	A	P F	硫酸鉄水和物 硫酸第一鉄			A	P F	硫酸鉄水和物 硫酸第一鉄
B		P	タンニン酸 <u>2-ヒドロキシ-5-ニトロ-2',4'-ジアミノアゾベンゼン-5'-スルホン酸ナトリウム</u>	5.0	B	P	タンニン酸 <u>2-ヒドロキシ-5-ニトロ-2',4'-ジアミノアゾベンゼン-5'-スルホン酸ナトリウム</u>	5.0	
		Q	ピロガロール	2.0		Q	ピロガロール	2.0	
		Q	ヘマテイン			Q	ヘマテイン		
C	Q, P, J F F	亜硫酸水素ナトリウム ピロ亜硫酸ナトリウム 次亜硫酸ナトリウム		C	Q, P, J F F	亜硫酸水素ナトリウム ピロ亜硫酸ナトリウム 次亜硫酸ナトリウム			

[別表2-2]

染毛剤有効成分

区分	成分規格	成分名	使用時濃度上限(%)
I	A	Q <u>硫酸 2,2'-[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	1.9
	B	Q <u>硫酸 2,2'-[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	0.2
		Q <u>トルエン-2,5-ジアミン</u>	0.3
	C	Q <u>硫酸 2,2'-[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	1.9
Q <u>パラアミノフェノール</u>		0.5	
D	Q <u>硫酸 2,2'-[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	0.2	
	Q <u>パラフェニレンジアミン</u>	0.5	

[別表2-2]

染毛剤有効成分

区分	成分規格	成分名	使用時濃度上限(%)
I	A	Q <u>硫酸 2,2'-[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	1.9
	B	Q <u>硫酸 2,2'-[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	0.2
		Q <u>トルエン-2,5-ジアミン</u>	0.3
	C	Q <u>硫酸 2,2'-[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	1.9
Q <u>パラアミノフェノール</u>		0.5	
D	Q <u>硫酸 2,2'-[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	0.2	
	Q <u>パラフェニレンジアミン</u>	0.5	

改正案				現行			
E	Q	<u>硫酸2, 2' - [(4-アミノフェニル) イミノ] ビスエタノール</u>	0. 1	E	Q	<u>硫酸 2,2' -[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	0. 1
	Q	<u>硫酸トルエン-2, 5-ジアミン</u>	0. 3		Q	<u>硫酸トルエン-2,5-ジアミン</u>	0. 3
F	Q	<u>硫酸2, 2' - [(4-アミノフェニル) イミノ] ビスエタノール</u>	0. 1	F	Q	<u>硫酸 2,2' -[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	0. 1
	Q	<u>トルエン-2, 5-ジアミン</u>	0. 7		Q	<u>トルエン-2,5-ジアミン</u>	0. 7
	Q	<u>パラアミノフェノール</u>	0. 2		Q	<u>パラアミノフェノール</u>	0. 2
G	Q	<u>硫酸2, 2' - [(4-アミノフェニル) イミノ] ビスエタノール</u>	0. 1	G	Q	<u>硫酸 2,2' -[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	0. 1
	Q	<u>トルエン-2, 5-ジアミン</u>	0. 4		Q	<u>トルエン-2,5-ジアミン</u>	0. 4
	Q	<u>パラフェニレンジアミン</u>	0. 7		Q	<u>パラフェニレンジアミン</u>	0. 7
H	Q	<u>硫酸2, 2' - [(4-アミノフェニル) イミノ] ビスエタノール</u>	1. 1	H	Q	<u>硫酸 2,2' -[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	1. 1
	Q	<u>パラアミノフェノール</u>	0. 3		Q	<u>パラアミノフェノール</u>	0. 3
	Q	<u>パラニトロオルトフェニレンジアミン</u>	0. 1		Q	<u>パラニトロオルトフェニレンジアミン</u>	0. 1
I	Q	<u>硫酸2, 2' - [(4-アミノフェニル) イミノ] ビスエタノール</u>	0. 5	I	Q	<u>硫酸 2,2' -[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	0. 5
	Q	<u>パラアミノフェノール</u>	0. 2		Q	<u>パラアミノフェノール</u>	0. 2
	Q	<u>パラフェニレンジアミン</u>	1. 2		Q	<u>パラフェニレンジアミン</u>	1. 2
J	Q	<u>硫酸2, 2' - [(4-アミノフェニル) イミノ] ビスエタノール</u>	0. 1	J	Q	<u>硫酸 2,2' -[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	0. 1
	Q	<u>パラアミノフェノール</u>	0. 1		Q	<u>パラアミノフェノール</u>	0. 1
	Q	<u>硫酸トルエン-2, 5-ジアミン</u>	0. 6		Q	<u>硫酸トルエン-2,5-ジアミン</u>	0. 6
K	Q	<u>硫酸2, 2' - [(4-アミノフェニル) イミノ] ビスエタノール</u>	1. 9	K	Q	<u>硫酸 2,2' -[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	1. 9
	Q	<u>パラアミノフェノール</u>	0. 1		Q	<u>パラアミノフェノール</u>	0. 1
	Q	<u>硫酸パラメチルアミノフェノール</u>	0. 3		Q	<u>硫酸パラメチルアミノフェノール</u>	0. 3
L	Q	<u>硫酸2, 2' - [(4-アミノフェニル) イミノ] ビスエタノール</u>	0. 1	L	Q	<u>硫酸 2,2' -[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	0. 1
	Q	<u>トルエン-2, 5-ジアミン</u>	1. 1		Q	<u>トルエン-2,5-ジアミン</u>	1. 1
	Q	<u>パラアミノフェノール</u>	0. 3		Q	<u>パラアミノフェノール</u>	0. 3
	Q	<u>パラフェニレンジアミン</u>	0. 7		Q	<u>パラフェニレンジアミン</u>	0. 7

改正案				現行			
M	Q	<u>硫酸 2, 2' - [(4-アミノフェニル) イミノ] ビスエタノール</u>	2. 2	Q	<u>硫酸 2,2' -[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	2. 2	
	Q	パラアミノフェノール	0. 3	Q	パラアミノフェノール	0. 3	
	Q	パラニトロオルトフェニレンジアミン	0. 1	Q	パラニトロオルトフェニレンジアミン	0. 1	
	Q	硫酸パラメチルアミノフェノール	0. 2	Q	硫酸パラメチルアミノフェノール	0. 2	
	N	Q	<u>硫酸 2, 2' - [(4-アミノフェニル) イミノ] ビスエタノール</u>	0. 1	Q	<u>硫酸 2,2' -[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール</u>	0. 1
		Q	パラアミノフェノール	0. 1	Q	パラアミノフェノール	0. 1
		Q	パラフェニレンジアミン	0. 1	Q	パラフェニレンジアミン	0. 1
		Q	<u>硫酸トルエン-2, 5-ジアミン</u>	0. 1	Q	<u>硫酸トルエン-2,5-ジアミン</u>	0. 1
II	Q	<u>5-アミノオルトクレゾール</u>	0. 6	Q	<u>5-アミノオルトクレゾール</u>	0. 6	
	Q	<u>2, 6-ジアミノピリジン</u>	0. 1	Q	<u>2,6-ジアミノピリジン</u>	0. 1	
	Q	<u>塩酸 2, 4-ジアミノフェノキシエタノール</u>	0. 5	Q	<u>塩酸 2,4-ジアミノフェノキシエタノール</u>	0. 5	
	Q	<u>5-(2-ヒドロキシエチルアミノ)-2-メチルフェノール</u>	0. 5	Q	<u>5-(2-ヒドロキシエチルアミノ)-2-メチルフェノール</u>	0. 5	
	Q	メタアミノフェノール	0. 4	Q	メタアミノフェノール	0. 4	
	Q	<u>α-ナフトール</u>	0. 1	Q	<u>α-ナフトール</u>	0. 1	
	Q	レゾルシン	0. 9	Q	レゾルシン	0. 9	